

2025年度トピックス

2025年

4月

- 千歳支店内に「ローンプラザ千歳」を開設
- 「2025 Young pack(ヤングパック)キャンペーン」(4/1～12/31)
- 「ろうきん×北海学園大学連携講座」の講義開始(4/9～7/30)
- 日曜相談会(5月・11月・1月を除き翌年3月まで月1回実施)※
▽日曜相談会開催店舗全てにてZoomを活用したWEBオンライン相談を開始

5月

- 「支払うお金を使えるお金に！2025借換応援キャンペーン」(5/1～10/31)
- ろうきん「紹介キャンペーン」(5/15～12/31)
- 「Hokkaido海のクリーンアップ大作戦！」参加(5/14)



6月

- 「2025サマーキャンペーン」(6/2～7/31)

7月

- 「轟ローン発売開始35周年記念キャンペーン【第2弾】」(7/1～10/31)
- 「第41回ろうきん機関紙コンクール」開催(7/30)

8月

- 特殊詐欺等の被害拡大防止を目的とした北海道警察との「情報連携協定書」締結(8/27)

9月

- 協同組合ネット北海道による「子どもの居場所づくり応援基金」への参画(9/12)

11月



- 「2025ウィンターキャンペーン」(11/1～12/30)

2026年

1月

- 「だから♪ろうきん 財形お引越しキャンペーン」(2026/1/1～2027/1/31)
- スポーツ庁より「従業員の健康増進のためのスポーツ活動」の支援や促進を積極的に取り組む企業として「スポーツエールカンパニー2026」継続認定(1/30)

2月

- 「轟ローン発売開始35周年記念キャンペーン【第3弾】」(2/2～5/31)
- 創立75周年記念特別金利定期預金「つなぐ」取扱開始(2/2～8/31)
- 住宅ローン「すまいる上手(手数料定率型)」に「ゼロカーボンプラン」(ZEH水準以上の省エネ住宅に係る金利引下げ)を追加(2/2)



3月

- 北海学園大学×豊平警察署×北海道ろうきんによる金融犯罪啓発動画の作成にて、北海道警察から感謝状の贈呈
- 経済産業省が推進する健康経営度調査において、健康経営優良法人に継続認定(3/9)

※ローンプラザ・札幌平岡支店は毎週、札幌西支店・札幌麻生支店は隔週開催(年末年始・ゴールデンウィーク・お盆等を除く)
※2026年度から札幌市内店のみ開催

2025年度トピックス

「ローンプラザ千歳」の新規オープン

2025年4月1日、相談態勢をより充実させ、地域の住宅資金ニーズに幅広くお応えできるよう、千歳支店内に新たに「ローンプラザ千歳」を開設しました。

地域の皆さまから大変ご好評を頂いており、当初の計画を上回るご相談をお寄せいただきました。

今後とも、近隣地域の皆さまからの住宅資金にかかるご相談には、スピーディーに対応してまいりますので、ぜひ多くの方からのご相談をお待ちしております。



特殊詐欺等の被害拡大防止を目的とした北海道警察との「情報連携協定書」の締結



特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等の被害金授受に金融機関が不正利用されている現状を踏まえ、詐欺等の被害の可能性が高いと判断する取引を確認した場合、迅速な犯罪捜査に繋げるべく、北海道警察との「情報連携協定」を締結しました。引き続き、特殊詐欺等の未然防止に全力で努めてまいります。

協同組合ネット北海道による「子どもの居場所づくり応援基金」への参画

当金庫が参画する協同組合ネット北海道は、地域における子どもの孤立を防ぎ、安心して過ごせる居場所づくりを支援するため、「子どもの居場所づくり応援基金」を開設しました。本基金は、こども食堂をはじめとした新たな取組みを開始する団体を支援し、子どもを中心に地域のつながりを育む活動を力強く後押ししていくもので、当該活動を通じた地域社会への貢献・当金庫の役割発揮に繋がってまいります。



75周年記念特別金利定期預金「つなぐ」の発売



当金庫創立75周年の節目を記念し、これまでの感謝を込めて会員限定の特別金利定期預金「つなぐ」を発売いたしました。本商品は長年お取引いただいているお客さまはもとより、この機会に初めて当金庫との取引を開始されるお客さまも多く、当金庫を知って頂く貴重な機会となっております。

※お取扱い期間：～2026年8月末まで

経済産業省が推進する健康経営度調査において、健康経営優良法人に継続認定

経済産業省が実施(日本健康会議が認定)する「健康経営優良法人2026」の継続認定を受け、4年連続の認定となりました。

引き続き、誰もが働きやすい職場を目指し、「職員の健康維持・増進」「仕事と家庭の両立支援」等の各種取組を進めてまいります。



2025年度業績ハイライト

≫ 会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員数は、労働組合の組織改編や解散等により、前期末から24会員減少し2,501会員となり、団体会員を構成する間接構成員は、1,226人減少し414,282人となりました。出資金の期末残高は前期末から3百万円減少し、32億34百万円(単位未満切り捨て、以下同様)となりました。

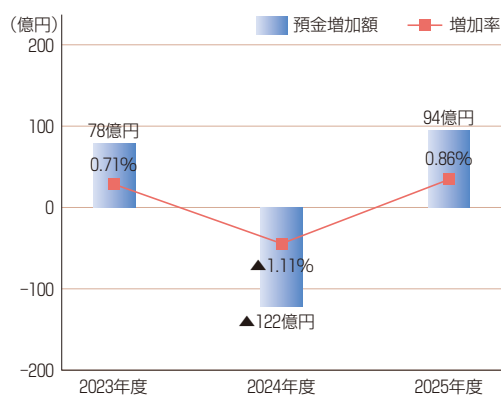
■団体会員・間接構成員数と出資金の推移

	2023年度末	2024年度末	2025年度末
団体会員(会員)	2,559	2,525	2,501
間接構成員(人)	416,192	415,508	414,282
出資金(百万円)	3,242	3,237	3,234

≫ 預金(預金積金・譲渡性預金)

預金は、期中94億円増加(増加率0.86%)して、期末残高は1兆987億円となりました。このうち個人預金は期中101億円増加(増加率1.01%)して、期末残高は1兆177億円となりました。また、団体預金は期中7億円減少(増加率△0.95%)して、期末残高は810億円となりました。

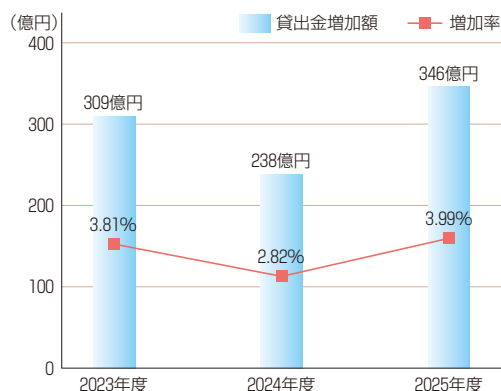
■預金の増加額・増加率の推移



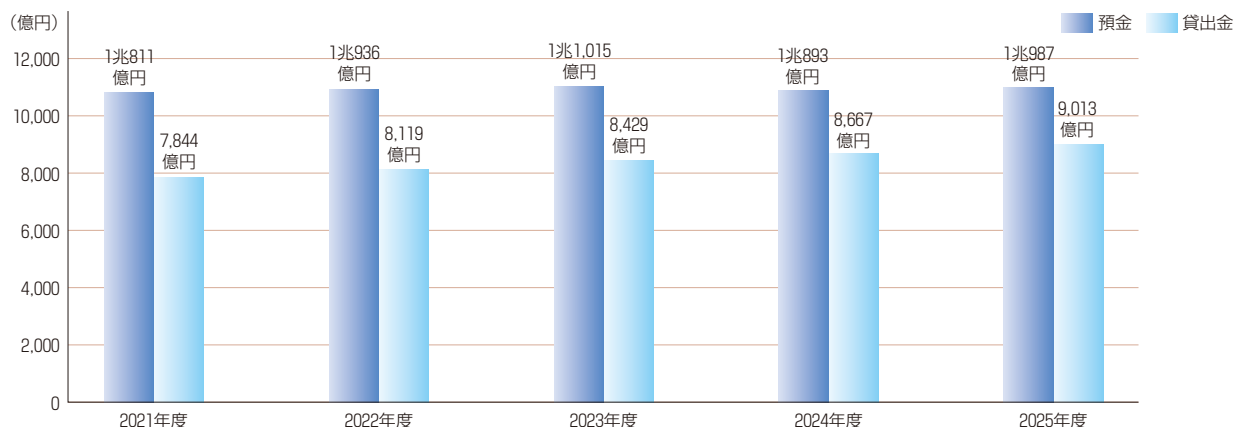
≫ 貸出金

貸出金は、期中346億円増加(増加率3.99%)して、期末残高は9,013億円となりました。このうち個人向け貸出金は期中338億円増加(増加率3.94%)して、期末残高は8,936億円となりました。また、団体向け貸出金は期中7億円増加(増加率10.37%)して、期末残高は77億円となりました。

■貸出金の増加額・増加率の推移



■預金・貸出金の残高推移



2025年度業績ハイライト

≫ 収支

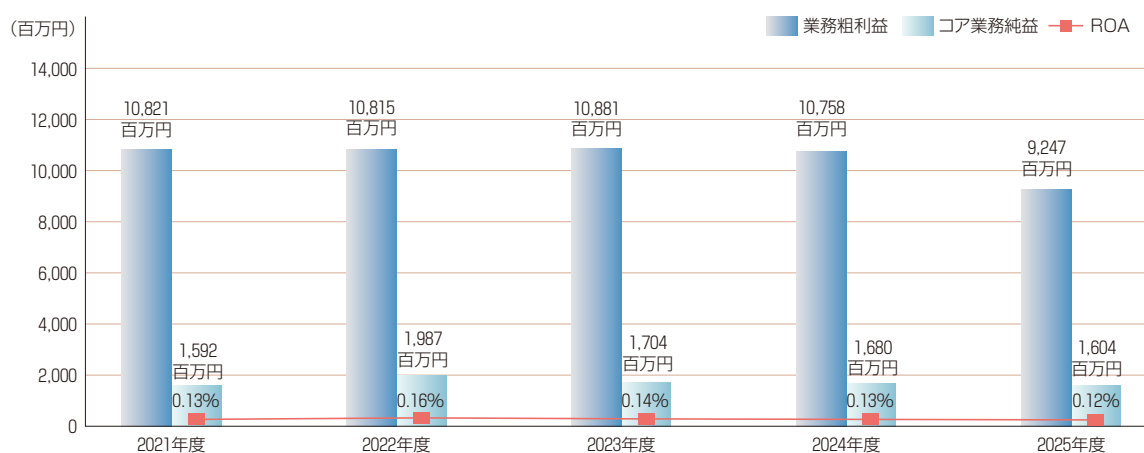
資金運用収益については、貸出金平残の増加や貸出金・預け金利回の上昇により、前期に比べ1,876百万円増加(増加率13.59%)しました。

資金調達費用については、預金平残の増加と利回の上昇により、前期に比べ1,535百万円増加(増加率203.85%)しました。

経費については、労働金庫業態のオンライン業務を担う共同センターである総合事務センターに関する費用の増加などにより、前期に比べ117百万円増加(増加率1.27%)しました。

以上の結果などにより、税引前の当期純利益は134百万円減少(増加率△9.12%)の13億38百万円となり、法人税等を差し引いた税引後の当期純利益は前期に比べ40百万円減少(増加率△3.64%)し、10億72百万円となりました。

■業務粗利益・コア業務純益・ROAの推移



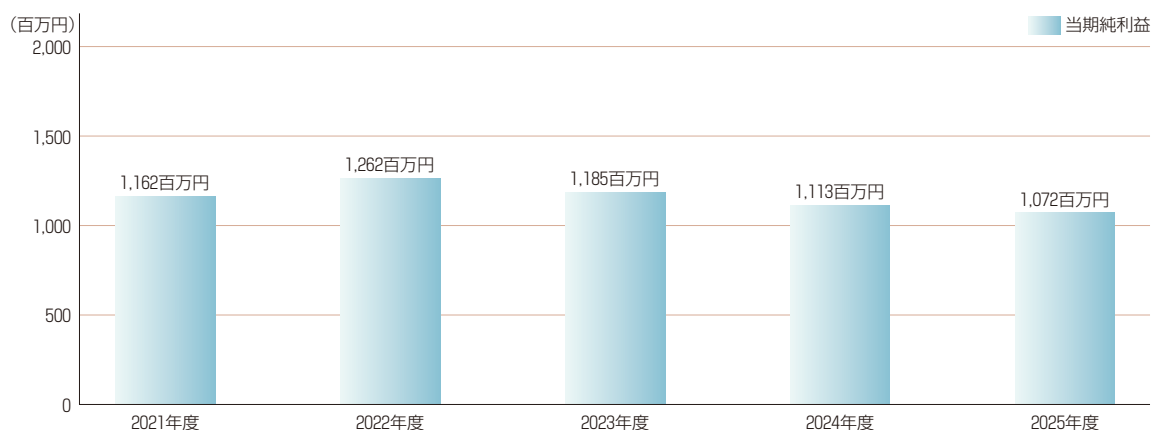
※**業務粗利益**とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」を合計したもので、**金融機関の基本的な業務の成果を示す指標**です。

※**コア業務純益**とは、業務粗利益から「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除した業務純益を基にした利益指標です。貸倒引当金繰入額を控除する前の業務純益から、債券関係損益を控除して算出し、**一時的な変動要因に左右されない指標**として広く利用されています。

※**ROA(総資産利益率)**とは、総資産に対する利益の割合で、**資産をどの程度効率的に利用しているかを示す指標**です。数値が大きいくほど収益性が高いことを示しており、本書ではコア業務純益をベースとした数値を記載しています。

$$\text{ROA(総資産利益率)} = \frac{\text{コア業務純益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

■当期純利益の推移

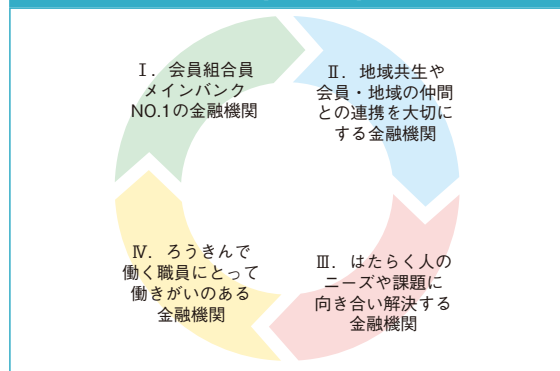


長期ビジョン(～2035年度)・中期経営計画(2025～2029年度)の概要

長期ビジョン

～未来の共生社会をきずく、はたらく人のベストバンク～

基本方針



ビジョンに込めた想い

- ろうきんは、はたらく人の福祉金融機関であり、共生社会の実現を目指すことを目的としています。
- 社会環境の変化とともに、はたらく人の課題やニーズも変わっていくが、ろうきん創立からの変わらぬ想いを会員・役職員が共有する価値観として大切にします。
- そして、ろうきんが「はたらく人のベストバンク」として存在できるよう、時代やはたらく人の変化に合わせて自らが変革を続けます。

中期経営計画(2025～2029年度)

ファーストステージ

長期ビジョンの達成に向け、大きなイベントである2030年アール・ワンシステム(基幹システム)更改(2030年1月)やSDGsのゴールとなる2030年をマイルストーンに設定し、中期経営計画を2029年度までの「5年間」とすることで、経営課題解決に向け一貫性のある取組を実現します。

また、2か年経過時に中間総括を行うことで環境変化への対応や長期間の設定による形骸化を防ぎます。

中期経営計画(2025～2029年度)「ファーストステージ」

フェーズ1:2025～2026年度(2025年4月～2027年3月) フェーズ2:2027～2029年度(2027年4月～2030年3月)
※中間総括を2026年度に実施

2 重点戦略

長期ビジョンで目標とする「はたらく人のベストバンク」を目指すため、「ファーストステージ」において金庫が果たすべき役割として、3つの重点戦略を設定しています。

重点戦略	ろうきん利用者の取引を深める取組み ～はたらく人・地域の仲間の取引深耕、会員における組合員の労金利用の推進～
	生涯にわたって持続可能な資産形成の支援 ～はたらく人・地域の仲間の資産形成、会員における組合員の資産形成の取組み～
	ニーズに応じた利便性の高いチャネルの提供 ～会員・はたらく人・地域の仲間の利便性向上、職員事務の効率化～

3 個別課題

長期ビジョンの実現に向けて各基本方針に沿って以下の個別課題を設定しています。

基本方針	I. 会員組合員メインバンク No.1の金融機関	個別課題	1. 会員との協働
	II. 地域共生や会員・地域の仲間との連携を大切にする金融機関		2. 活力ある推進機構
	III. はたらく人のニーズや課題に向き合い解決する金融機関		3. 生活応援運動による組合員への徹底サポート
	IV. ろうきんで働く職員にとって働きがいのある金融機関		4. ソーシャルセクターとの連携
			5. 地域の課題解決に向けた役割発揮
			6. はたらく人のニーズや課題に合った商品・サービスの提供
			7. 知る活動・知ってもらう活動
			8. DXの推進と適切な事業運営の実践
			9. 経営管理態勢の強化
			10. 理念の実践に取組む‘ひと’と‘組織’づくり
			11. 事業用不動産投資の検討

4 評価指標

5年間の到達度を評価する指標として、以下の6つの指標に計画値を設定しています。

	2029年度目標	2025年度実績
総預金残高	1兆1,000億円以上	1兆987億円
総貸出金残高	8,600億円以上	9,013億円
当期純利益	1,500百万円以上	1,072百万円
コア業務純益	2,000百万円以上	1,604百万円
自己資本比率	9.00%以上	9.03%
OHR	83.00%未満	85.34%

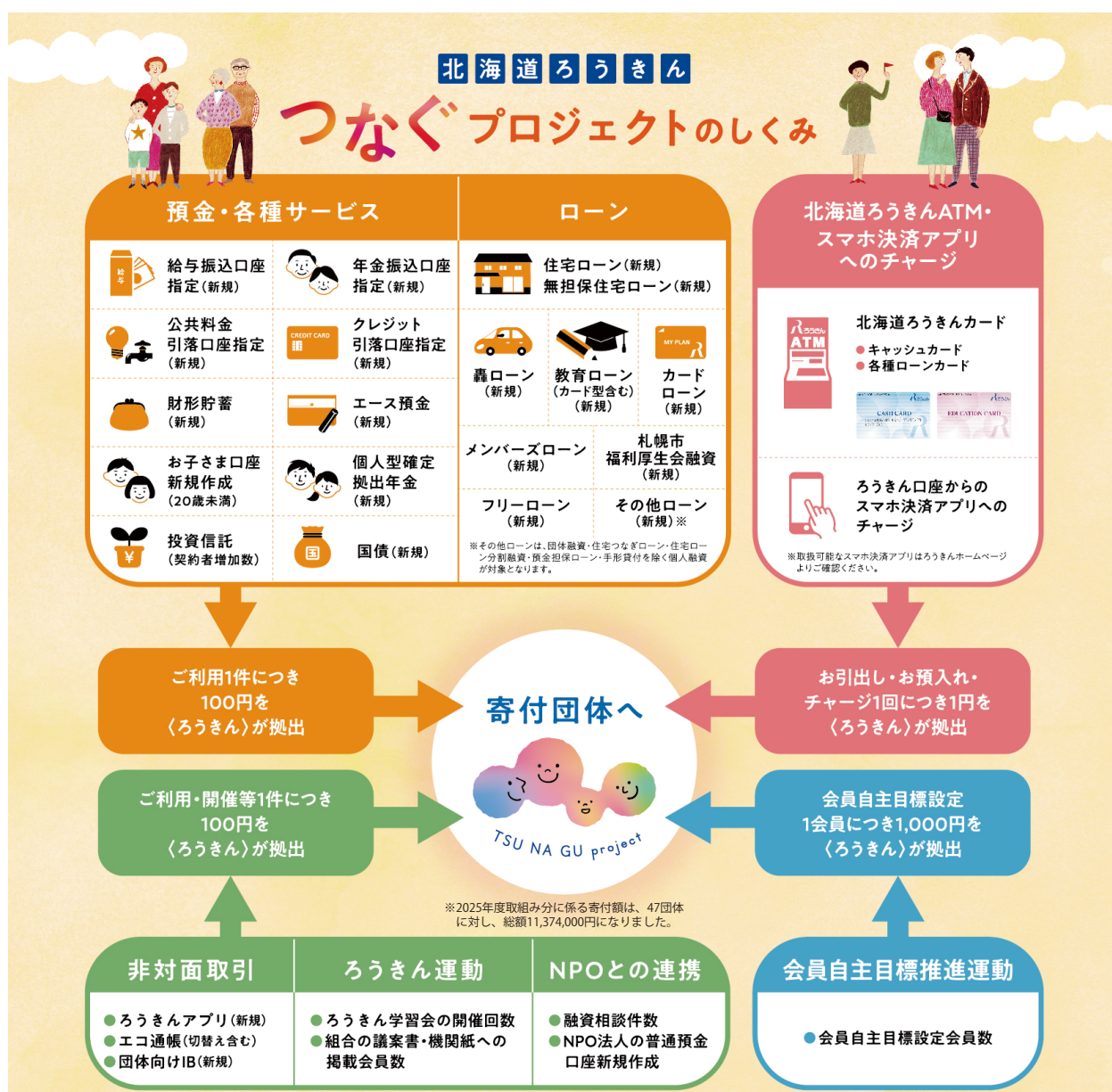
つなぐプロジェクト for SDGs

ろうきん運動・取引拡大プロジェクト〈つなぐプロジェクト〉とは

「つなぐプロジェクト」は、会員・推進機構と〈ろうきん〉が一体となって、地域における共生社会の実現をめざす取り組みです。

本プロジェクトは、取組み項目を件数目標として見える化し、会員が自主目標として設定・推進することにより、ろうきん運動の更なる活性化を図ります。

その営みを通じて、会員における福利共済活動の充実を図るとともに、ろうきんの「会員組合員メインバンクNo.1」の実現を目指します。



2026年度事業計画

2026年度は、中期経営計画(2025～2029年度)「ファーストステージ」における重点戦略・個別課題を踏まえ、これまでの施策に新たな施策・サービス提供等を加え、中期経営計画の達成につながる取り組みを、役職員が一体となり着実に進展させる年度とします。

>> 施策概要・具体的施策

	中期経営計画(個別課題)	2026 年度事業計画
個別課題	1. 会員との協働	○「つなぐプロジェクトfor SDGs」の浸透による基盤・利用者の拡大 ○ろうきん運動取組みへの支援 ○会員事務負担の軽減支援
	2. 活力ある推進機構	○ナショナルセンター・労福協・各級推進機構とろうきんの連携強化
	3. 生活応援運動による組合員への徹底サポート	○生活設計運動の取組み ○生活改善運動の取組み ○生活防衛運動の取組み
	4. ソーシャルセクターとの連携	○協同組合組織との連携 ○中間支援組織との連携 ○NPO・ワーカーズコープとの連携
	5. 地域の課題解決に向けた役割発揮	○各地域の退職者団体や労働福祉事業団体等との連携 ○社会貢献活動による支援 ○金融リテラシーの醸成 ○自治体・地域の団体との連携
	6. はたらく人のニーズや課題に合った商品・サービスの提供	○はたらく人にとって魅力のある商品・サービスの提供 ○相談態勢の充実 ○キャッシュサービス・WEB・スマホ機能の充実 ○世代別ニーズへの対応
	7. 知る活動・知ってもらう活動	○ろうきんを知ってもらう取組み ○既利用者の取引深化に向けた取組み
	8. DXの推進と適切な事業運営の実践	○DX・BPRの推進 ○基幹系システム更改への対応 ○3つの視点(利用者・競合他行・ろうきん)による価格設定の継続 ○収支改善の取組み ○余裕金運用のパフォーマンス向上
	9. 経営管理態勢の強化	○事業運営3原則に準拠した事業運営と内部統制機能の充実 ○RAF等を活用したALM・リスク管理運営の向上 ○顧客保護等管理態勢の向上・金融犯罪対策の強化 ○オペレーショナルリスク管理の向上 ○環境変化に応じた監査態勢の高度化 ○情報セキュリティや自然災害対策等の危機管理態勢の向上
	10. 理念の実践に取組む‘ひと’と‘組織’づくり	○コンプライアンスを重視した経営と健全な組織風土・文化の構築 ○全体最適な組織・人員体制の構築 ○店舗運営・営業支援態勢の構築 ○健康経営の推進に向けた取組み ○人材育成の充実 ○表彰制度の見直し
	11. 事業用不動産投資の検討	○事業用不動産中長期計画に基づいた施策の検討・実施

>> 計数計画

2026年度における各事業の成果を評価する指標として、以下の計数計画を設定します。

	2026年度 計画	2025年度 実績	差	中計最終年度 目標
総預金残高(億円)	11,004	10,987	17	11,000
うち個人預金残高(億円)	10,221	10,177	44	
総貸出金残高(億円)	9,153	9,013	140	8,600
うち個人貸出金残高(億円)	9,095	8,936	159	
当期純利益(百万円)	530	1,072	△542	1,500
コア業務純益(百万円)	707	1,604	△897	2,000
自己資本比率(%)	8.96	9.03	△0.07	9.00
OHR(%)	93.22	85.34	7.88	83.00

(※1) 新規個人融資は、有担保ローン720億円、無担保主要3商品202億円を計画します。

(※2) 預貸金の平均残高は、預金11,101億円(10億円増加)、貸出金9,081億円(227億円増加)を計画します。これにより、預貸率は期末残高83.18%、平均残高81.80%を計画します。

(※3) OHRとは業務粗利益に対する経費の割合を表し、効率性を示す指標の一つです。OHRが低いほど効率性が高いことを示しています。

$$\text{OHR(業務粗利益経費率)} = \frac{\text{経費}}{\text{業務粗利益(コア業務純益+経費)}} \times 100$$

2026年度事業計画におけるリスクアペタイト

≫ リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)

「リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)」とは、会員・利用者の皆様へ最適な商品・サービスを提供するとともに、事業計画達成のために必要なリスクの種類と水準を適正に設定するため、リスク・リターン・モニタリング・分析を行いながら、収益・リスク・自己資本のバランスの最適化を図っていく取組みです。

当金庫では、これからも会員・利用者の皆様に安心してご利用いただけるように、本取組みを行ってまいります。

≫ 2026年度事業計画における リスクアペタイト・ステートメント(RAS)

「リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)」の取組みを明文化したものを「リスクアペタイト・ステートメント(RAS)」といい、以下のとおり定めます。

1. リスクアペタイト指針

ろうきんの理念「ろうきんは誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます」を実現するために、会員の皆様に安心していただける健全性を保ちつつ、適度なリスクをとって必要な範囲で収益を高め、健全経営に努めます。

2. リスクアペタイト方針

会員・顧客のニーズを踏まえた生活設計運動、可処分所得向上運動等による生活改善運動、多重債務等に対する生活防衛運動を展開するなかで、事業計画達成に必要な預貸金での金利リスクおよび信用リスク(与信信用リスク)を取得していくことで、住宅ローンやカードローン・無担保ローンの伸長を図るとともに、収益・リスク・自己資本の最適化を目指します。

なお、余裕金運用については、運用利回りの改善や事業計画達成に必要な範囲で不足分を補う調整弁として、金融情勢に注視したうえ、金利リスク・価格リスク・流動性リスクについて取得します。

3. リスクアペタイトの指標

リスクアペタイト方針に基づき、以下のとおり指標を定め、モニタリングのうえ取組みを展開します。

(1) リスクアペタイト指標(KRI) (注1)

区分	リスクアペタイト指標(KRI)
金利リスク	$\Delta \text{EVE}^{(注2)} / \text{自己資本}$
与信信用リスク	延滞率(件数)
流動性リスク	限界預貸率

(2) 関連指標(KPI) (注3)

項目	
健全性	自己資本比率
収益性	当期純利益
	コア業務純益
	OHR(業務粗利益経費率) (注4)
成長性	総預金残高
	総貸出金残高

(注1) Key Risk Indicator: 重要リスク指標。リスクアペタイトとして設定するリスクの種類と水準を指します。

(注2) 金利ショックに対する経済的価値の減少額について計測されるものであり、経済的価値が減少する場合をプラスで表示します。

(注3) Key Performance Indicator: 重要業績評価指標。組織の目標達成度合いを定義する補助となる計量基準群であり、RAFでは主に財務に係わるリスクアペタイトでのリターン指標を指します。

(注4) 効率性を示す指標の一つで、営業経費の業務粗利益に対する比率をいいます。本数値が低いほど効率性が高いことを示しています。

社会的責任と貢献活動

≫〈北海道ろうきん〉SDGs達成に向けた取組み

■「SDGs」とは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット(個別目標)で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。



■ろうきんとSDGs

〈ろうきん〉は創立以来、一貫して勤労者に寄り添い、その生活を金融の面からサポートしてきました。具体的には、高金利ローンの借換による勤労者の可処分所得向上や、パートなどの非正規雇用労働者への融資、行政と連携した求職者などへの資金融資制度の対応、金融教育の推進など、勤労者の生活向上や、就労・社会参加、経済的自立のための支援に取り組んできました。

SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」や、全ての人が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす、いわゆる「金融包摂」の考え方は、〈ろうきん〉の設立経緯や理念、ビジョンと合致するものです。

■ろうきんSDGs行動指針

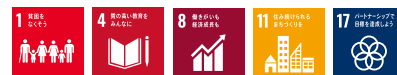
〈ろうきん〉では、SDGsの17ゴール実現に向けた取組みを展開するにあたり、2019年3月に「ろうきんSDGs行動指針」を策定しました。ろうきん運動を通じた勤労者の生活向上という〈ろうきん〉の使命を徹底追及することを通じて、SDGs達成に貢献していきます。

ろうきんSDGs行動指針

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。
- 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

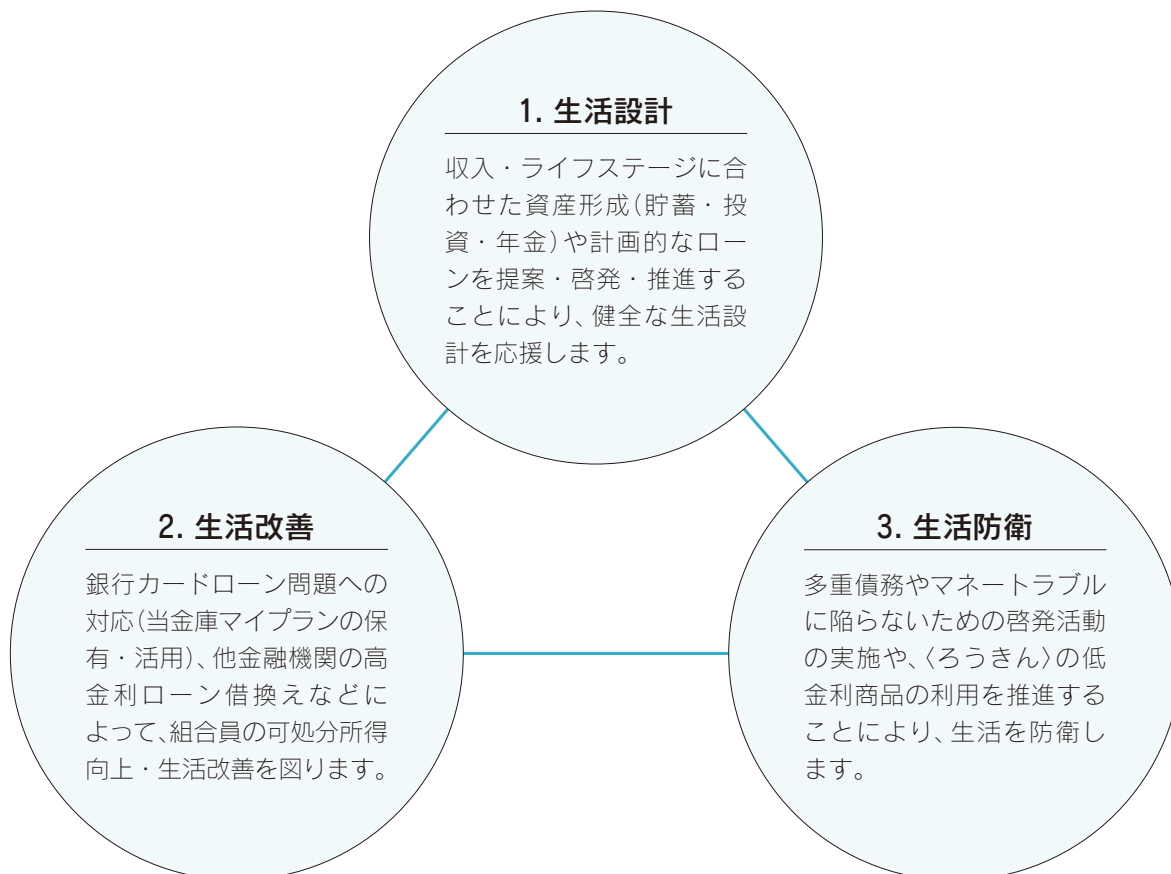
社会的責任と貢献活動

生活応援運動の展開



「生活設計」「生活改善」「生活防衛」を3つの柱とし、「お金」に関する諸問題を勤労者のための金融機関である(ろうきん)が会員・推進機構との連携のもと、具体的な提案・アドバイスを行う運動です。

勤労者の生涯にわたる豊かな生活の実現のために、生活応援運動の継続・発展に取り組むとともに、各種セミナー・相談会等を通じて金融リテラシーの向上に努めています。



具体的取組み

1. 生活設計

●生活設計支援(計画的貯蓄・計画的支出)

ライフステージの変化による支出費用や人生100年時代の生活費と公的年金についてご理解いただくために、ライフプランに関するセミナー等を実施しています。

●資産形成支援

貯蓄拡大を基盤としつつ、投資による「充実した資産形成」のために、投資信託、iDeCo等、ライフステージにあわせた商品・サービスを提供します。「守りの資産」である財形を始めるきっかけとして、「だからろうきん 財形応援キャンペーン」を実施しています。

●退職準備・年金相談

定年退職が近づいた方を対象に、定年退職後のライフイベント予測とその費用や年金・税金などの仕組みについて、わかりやすく説明するセミナーを実施しています。



社会的責任と貢献活動

2. 生活改善

●可処分所得向上運動の展開

昨今の物価高騰や借入利率の上昇等の影響を踏まえて、「銀行カードローン問題への対応(当金庫マイプランの保有・活用)」「他金融機関の高金利ローン借換え」などによって、組合員の可処分所得向上を図る取組みを行っています。

●奨学金問題への取組み

社会的課題である奨学金に関する諸問題の解決に向けて、北海道労働者福祉協議会や大学生協などと連携した取組みを行っており、奨学金の返済などで悩みを抱える方のために、低利な「奨学金借換ローン」への借換による生活改善にも力を入れています。また、奨学金の借換に合わせて自動車購入資金等にも利用できる「奨学金借換+αローン」を取扱いしています。



3. 生活防衛

●金融商品・サービスに対する消費者教育

会員組合員などを対象に、カードローン問題や多重債務問題・悪徳商法などの消費者トラブルに関する知識や情報をイラストを交えて分かりやすく紹介した冊子「マネートラブルにかつ!」などを活用した学習会を開催し、多重債務防止に取り組んでいます。

また、当金庫は、小中学生向けの職場体験や高校への出前講座などの金融教育も実施し、金融リテラシーを高めるための取組みを行っています。

●多重債務問題への取組み

当金庫は、勤労者の生活を支える福祉金融機関として、庫内に「多重債務対策委員会」を設置し、多重債務の予防と救済の両面から活動を進めています。

産別・会員からの個別相談には、当金庫本支店・出張所に配置された多重債務相談員が、ネットワークを構築する弁護士・司法書士と連携し迅速に対応します。



ESG投資の取組み

当金庫では、持続可能な社会をめざす金融の担い手として、ESG投資に取り組んでいます。

投資の判断にあたっては、「ろうきんSDGs行動指針」を踏まえ、財務情報だけでなく、ESG課題を考慮した債券投資を行っています。2025年度は4件6億円のESG投資を行いました。

※ESGとは、環境(E:Environment)・社会(S:Social)・ガバナンス(G:Governance)を表し、これらの社会的責任も考慮した投資をESG投資といえます。



社会的責任と貢献活動

≫ 非営利セクターとの連携

■ 北海道NPOサポートセンターとの連携

北海道ろうきんは、地域社会のさまざまな課題解決に取り組むNPO法人等の団体運営を担う人材の育成等を目的に、北海道NPOサポートセンターと「相互連携協力の推進に関する協定書」を締結しています。

2025年度は、これまでに開催してきた「経営者育成講座」の受講者(47名)および関連団体等を対象に伴走支援を実施したほか、これまでの講座の振り返りと次年度の講座開講に向け、2026年3月に「NPO経営者育成事業フォーラム」を開催しました。

【経営者育成講座の過年度実施状況】

	開催形式	開催数	受講者数
2024年度	オンライン	7	17
2023年度	対面	10	30

※受講者等への伴走支援実績(2025年度):27団体57回

■ お互いを知る活動を通じた連携

各店・出張所推進委員会と連携のうえ、「連携強化NPO(道内154団体)」に対する訪問・面談活動により、相互理解を深め、団体の資金ニーズや職員の福利厚生等に関する提案・相談対応を行っています。また、NPO団体等が取り組んでいる活動に参画する等、地域課題解決に向けた活動の共有に取り組んでいます。



ろうきん寄付講座

参加費 無料

NPO経営者育成事業フォーラム

2026年3月26日(木) 13:00-14:30

特別講義「今、NPO経営者に求められること」
北海道大学 経営学部 教授 佐藤大輔

ZOOMによるオンライン開催
パーソナルミーティングID 846 426 2856
アクセスコード 326005

3年間の取り組み内容の報告
北海道NPOサポートセンター 理事 加藤尚明

特別講義「今、NPO経営者に求められること」
北海道大学 経営学部 教授 佐藤大輔

伴走支援振り返りトーク・2026年度NPO経営者育成講座の案内・ろうきんのNPO経営者育成事業への期待

申込 不要

主催 NPO法人北海道NPOサポートセンター
TEL: 011-200-0973 MAIL: kanou@p-challenged.net

【NPO経営者育成事業フォーラム】



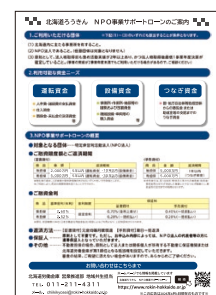
【学習会の様子】
(特非)土幌町障がい者支援の会

＜NPO事業サポートローン＞

労金の本来業務の一つである「融資」を通じて、NPO法人や社会福祉法人等の運転資金・設備資金など、資金面からNPO等の活動を支援しています。

また、(株)日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、幅広い資金ニーズのご相談にお応えします。

※融資条件や金利等、詳しくは最寄りの営業店までお問い合わせください。



■ ソーシャルビジネス事業者への支援

「北海道ソーシャルビジネス支援ネットワーク(日本政策金融公庫創業支援センターや北海道中小企業総合支援センター等にて構成)」に参画し、情報共有やセミナー開催等を通じて、ソーシャルビジネス事業者を支援する取り組みを展開しています。

ソーシャルビジネスの起業に関心がある方を対象とした「さっぽろソーシャルビジネススクール(札幌市「特定創業支援事業」)」では、当金庫が講演を担当しました。



【さっぽろソーシャルビジネススクール】

社会的責任と貢献活動

≫ 協同組合組織との連携

■ 協同組合ネット北海道への参画

当金庫は、協同組合ネット北海道へ参画し、JA・ぎょれん・生協団体等、道内の協同組合16組織との連携により、地域課題の解決に向けた取組みを推進しています。

協同組合ネット北海道は、北海道経済の発展と道民の生活向上に寄与することを目的とし、2020年6月、北海道内の協同組合・関係機関16団体により発足した組織です。「ゆるやか、あいのり、やってみる」をキーワードとして、単一の協同組合では解決できない課題を、複数の協同組合が連携して解決に取り組んでいます。



【協同組合ネット北海道 総会】



【子ども食堂ネットワーク 学習交流会】

■ 北海道生活協同組合連合会との連携

北海道生活協同組合連合会が事務局を務める「こども食堂北海道ネットワーク」のイベント・学習会参加や寄付を通じて、道内のこども食堂を支援するとともに、子どもの居場所づくりの取組みに繋がっています。

■ コープさっぽろとの連携

コープさっぽろが創立60周年記念事業の一つとして実施した「みんなのよみきかせ絵本大賞」に協賛しました。本事業は、絵本を介した子どもの育ちと親子のふれあいを応援するもので、日本生協連、コープ共済連、全国の生協が一体となって「絵本での子育て支援」に取り組んでいます。

その他、コープさっぽろが主催する「食りたいせつフェスティバル」へ出展し、金融機関業務のお仕事体験を通じて「親子で学べる金融教育」を実施しました。



【食りたいせつフェスティバルへの出展】

■ 大学生協事業連合北海道地区との連携

全道の大学生協と連携し、成年年齢の引き下げや身近な消費者トラブル事例紹介等、大学生に向けた金融教育を実施しています。また、当金庫のATMフルキャッシュバックサービス周知に関するイベント・学習会や広告掲載により、学生に対する生活応援活動に取り組んでおり、帯広畜産大学生協・札幌大学生協・酪農学園生協では、大学生協内にブース出展し、周知活動を展開しました。



【帯広畜産大学生協との連携】

■ ワークスコープとの連携

2025年2月18日にワークスコープと「相互連携協力の推進に関する協定書」を締結しました。地域課題の解決に向けて、相互に可能な分野における連携・協力を進めます。



【釧路地域福祉事業所にて意見交換】



【旭川地域福祉事業所の式典への参加】



【地域交流拠点ピリカにて意見交換】

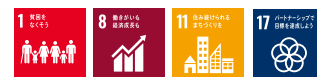
社会的責任と貢献活動

行政との連携

北海道との連携

2023年8月に北海道と「連携と協力に関する協定書」を締結し、地域社会への貢献活動、児童・青少年への教育活動、道内労働者への支援活動等に取り組んでいます。年間を通じた協働事業として、北海道主催の各種イベントへの参加や金融リテラシー向上に係る取組みを行っています。

また、北海道の認定制度と連動した低金利ローンとして「北海道働き方改革推進企業認定制度」に認定された企業の従業員を対象とした「北海道働き方改革推進企業 勤労者応援ローン(愛称:働くひと応援ローン)」の取扱いを行っています。



【働くひと応援ローン】

金融リテラシーの醸成

学校現場との連携

若年層の金融リテラシー向上を目的に、北海道教育庁等との連携により、小・中・高校・大学における出前授業や職場体験を実施しています。

【(2025年度)出前授業:16回840名 職場体験:10回86名】



【出前授業の様子】

金融犯罪防止に向けた取組み

昨今の金融犯罪被害の拡大をふまえ、金融犯罪事例や自己防衛のポイント解説によるリテラシー醸成を通じた消費者教育に取り組んでいます。

北海学園大学(経営学部)佐藤大輔研究室・豊平警察署と連携して作成した詐欺の手口を伝える啓発動画に関し、その活動が評価され、北海道警察から当金庫・北海学園大学へ感謝状が贈呈されました。



【感謝状贈呈式】

北海学園大学×豊平警察署×ろうきん

社会貢献活動の展開

つなぐプロジェクト寄付事業

つなぐプロジェクトによる「2025年度取組分に関する寄付事業(2026年7月寄付)」は、47団体に対し、総額11,374千円の寄付となり、非営利団体の支援とともに、地域の課題解決に繋がりました(1推進委員会351千円の寄付)。

※つなぐプロジェクトについては9ページをご参照ください。

こども食堂等への災害備蓄品の寄贈

営業店で更新時期を迎える災害備蓄品の寄贈を通して、地域のこども食堂・フードバンク等を支援しています。

※2025年度は39団体に寄贈。(寄贈先:ワーカーズコープ・センター事業団・フードバンクイコロさっぽろ等)



【災害備蓄品の寄贈】

地域食堂ふらっと[稚内支店]

北海道SDGs推進プラットフォームとの連携

2025年5月14日に全道で開催された「Hokkaido海のクリーンアップ大作戦！」に当該営業店(20室店・51名)が参画し、海や川などの清掃活動を通じて、海洋プラスチック問題の解決に寄与する取組みを展開しています。



【海のクリーンアップ大作戦！】

望来海岸[札幌市内店]

社会的責任と貢献活動

2025国際協同組合年(IYC2025)の取組み



国際協同組合年

協同組合はよりよい世界を築きます

2025年は、国連が定めた「国際協同組合年(International Year of Cooperatives)」でした。これは、協同組合が持続可能で包摂的な社会づくりに果たす役割への理解を高め、その価値と可能性を広く発信することを目的として設定されたものです。

当金庫は、協同組織の福祉金融機関として、他の協同組合等と連携し、「協同組合の認知向上や発展」に繋がる取り組みを展開しました。



【IYC2025】

■北海学園大学ビジネス実践力講座

北海学園大学経営学部独自の実践型プログラムである「ビジネス実践力講座」の2025年度講座パートナーとなり、全15回の講義を開講しました。地域の課題解決に取り組むゲスト講師による講演を通じて、地域の課題解決に取り組む意図や着眼点を学び、当金庫をハブとした「地域課題の発見及びその解決策の提案」を学生の最終課題としました。



【ビジネス実践力講座の講義の様子】



【ゲスト講師:北海道生活協同組合連合会
中島会長理事】



【ゲスト講師:特非)きたのわ
宮本代表】

■2025国際協同組合年記念講演会の実施

2025年6月16日、ジャーナリストの工藤律子氏を講師に招き、「協同組合の力〜地域を元気にするヒント〜」をテーマに講演会を開催しました。

本講演は、国際協同組合年(IYC2025)を記念して、協同組合ネット北海道が主催したもので、当金庫が事務局を務めました。講演を通じて、協同組合の存在感を再確認し、可能性や求められている役割を共有しました。



【2025国際協同組合年記念講演会】

■北海道協同集会への参画

2025年12月4日、ワーカーズコープ・センター事業団北海道事業本部が主催する「北海道協同集会」へ実行委員として参画しました。

本集会は、IYC2025をふまえて『協同』を旨とした様々な分野で活動する仲間と出会い、ともに学び、交流し、お互いの活動を深め合える機会となりました。



【北海道協同集会の様子】

■子どもの居場所づくり応援基金への参画

協同組合ネット北海道は、2025年9月12日に「子どもの居場所づくり応援基金」を創設しました。本基金は、新しくこども食堂をはじめとする居場所等を提供する事業を実施する団体を対象とした助成を行う取組みで、当金庫も運営団体の一員として参画しています。地域の人々が協力して子どもたちを見守る温かいコミュニティを育むために寄付金が活用されます。

※助成実績(2025年度)4団体400千円



【子どもの居場所づくり応援基金
開設発表記者会見】

社会的責任と貢献活動

》あらゆるハラスメント防止に関する取組み



当金庫は、「労働金庫業態におけるあらゆるハラスメント禁止ガイドライン」に基づき、すべての役職員があらゆるハラスメントを受けることなく、安心して働くことができる就労環境を確保するため、「あらゆるハラスメントの根絶」の実現に向けて取り組んでいます。

また、当金庫職員が取引先や顧客等の第三者から受けるハラスメントや、当金庫職員が取引先や顧客、就職活動中の学生、実習生等に対して行ったハラスメントについても厳正に対処することとしています。

ガイドラインの内容	
定義	単発的か反復的かを問わず身体的・精神的・性的・経済的苦痛を与え、人の権利及び尊厳を侵害する又はその可能性がある行為、慣行、脅威。
対象	(1) 全国の労働金庫および関係団体で働くすべての労働者(派遣労働者を含む)、インターンおよび試用期間中の労働者、停職中の労働者、雇用が終了した労働者、ボランティア、求職者および応募者、内定者、取引先の労働者および使用者、顧客等。 (2) 平日・休日を問わず、仕事を遂行する職場(外出先を含む)および休憩・食事をとる場所、労働者が利用する衛生・洗浄設備および更衣室、社宅、仕事に関する出張、移動、訓練、行事、社会活動中、情報通信技術による連絡手段、通勤時、懇親の場等。
保護および禁止	ハラスメントを禁止する旨の方針を明確化し、ハラスメントの禁止および被害者、通報者を加害または報復から保護する措置を講じるとともに、ハラスメントを行った者については、厳正に対処することをすべての労働者に周知する。また、労働者からの相談に対する相談窓口を定め、労働者に周知するとともに、行為者を厳正に対処する旨や第三者への相談窓口をホームページに掲載する。
教育・研修	ILO条約の考え方を明確に周知する。

※「労働金庫業態におけるあらゆるハラスメント禁止ガイドライン」には、ハラスメントの定義・対応等において、ILO190号条約の内容が広く盛り込まれています。

ハラスメント相談窓口 北海道労働金庫 コンプライアンス統括室 ☎代表 011-271-2101 (対応時間 平日9:00～17:00)

》カスタマーハラスメントに関する取組み



当金庫は、今後もお客様との良好かつ健全な関係を通じて、「ろうきんの理念」に掲げた共生社会の実現を進めていくため、「カスタマーハラスメントに関する基本方針」を策定しました。

厚生労働省による「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を踏まえ、「お客様からの妥当性を欠くクレームや、要求を実現するための手段・態様が業務上あるいは社会通念上不相当なものであり、役職員の就業環境を害する又は尊厳を傷つける行為等」をカスタマーハラスメントと定義いたします。

なお、カスタマーハラスメントの対象行為に該当すると判断した場合、当金庫とのお取引をお断りさせていただくほか、悪質と認められるケースでは、警察・弁護士等と連携のうえ法的措置を含めて厳正に対処いたします。

〔対象となる行為の例(これらに限られるものではありません)〕
○要求内容が妥当性を欠くもの
・当金庫の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められないことに対する要求 ・当金庫の提供する商品・サービスとは関係がない要求
○要求を実現するための手段・態様が業務上あるいは社会通念上不相当なもの
・身体的な攻撃(暴行・傷害)や精神的な攻撃(脅迫・中傷・名誉棄損・侮辱・暴言) ・拘束的な行動(不退去・居座り・監禁)や継続的(繰り返し)・執拗な(しつこい)言動 ・不当な金銭補償や過剰なサービス等の要求(特別な利益・便宜供与の強要)
○役職員の就業環境を害する・尊厳を傷つけるもの
・土下座の強要・正当な理由がない謝罪の要求(役職員個人に対する責任追及等を含む) ・差別的・性的な言動や必要以上の身体的接触 ・威圧的な言動や恐怖を与える行為(職場・通勤経路での待ち伏せ等) ・無許可での撮影・録音やソーシャルメディア等への投稿(役職員の個人情報・誹謗中傷)
○その他上記に準じた迷惑行為等

社会的責任と貢献活動

》ワークライフバランス実現への取組み



当金庫では、この間、積極的に職員の健康管理に取組み、総労働時間の縮減や、子育てと仕事が両立できる制度を整備し、それらの制度を男女が共に気兼ねなく利用できる職場環境づくりを進めています。

今後も、互いを認め、尊重し、助け合いながら働き方の多様性に対応し、役職員がいきいきと働くことができる職場を目指して、各種取組みを前進させていきます。

■仕事と家庭の両立支援

育児休業を取得した
女性職員の割合



100.0%
2025年度

※2025年度に出産した
女性職員の取得率

育児休業を取得した
男性職員の割合



100.0%
2025年度

※2025年度に配偶者が出産
した男性職員の取得率

平均年次有給休暇
取得率



79.4%
2025年度

※2025年度に全職員に付与
された年次有給休暇日数
に対する消化率

■女性職員のさらなる活躍にむけた職場環境づくり

職員に占める女性職員の割合



47.7%
2025年度

係長職に占める女性職員の割合



21.7%
2025年度

管理職に占める女性職員の割合



9.8%
2025年度

※諸比率は、「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づき当金庫にて直接雇用する全職員を対象に算出し、単位未満を四捨五入して記載しています。

■「健康経営」「ワークライフバランス」に関する認定制度

【健康経営優良法人】
2022年度より4年連続認定



【プラチナくるみん】
2024年9月認定



【スポーツエールカンパニー】
2024年度より2年連続認定



》環境への取組み



■地球温暖化防止のために

当金庫は、地球温暖化防止に向け「ビジネス軽装での勤務」や「冷暖房の適正温度設定」を実施するとともに、ATMコーナー・営業店内照明のLED化を順次行い、省エネルギーに取り組んでいます。

また、当金庫が使用する事務用品や機器の購入に際しては、環境に配慮した製品を優先して選択するグリーン購入を実践し、「FSCミックス認証紙」を使用した印刷物の作成などを推進しています。

■金融エコ商品の取扱い

当金庫は、環境に配慮した金融商品を低金利で提供することにより、環境保全に関心の高いお客様をお手伝いし、環境負荷の低減に努めています。

電気自動車等の環境に優しい車や福祉車両の購入資金を対象とした「轟エコ」や、省エネルギー化・バリアフリー化・耐震化工事等を対象とした「エコリフォームローン」、ZEH水準以上の省エネ住宅購入を対象とした「ろうきん住宅ローン【ゼロカーボンプラン】」を取扱いしています。

社会的責任と貢献活動

≫ 勤労者の生活を支援する取組み



社会情勢の変動などにより雇用・所得環境が大きく変わる中、当金庫は勤労者のための福祉金融機関として、金融機能の側面から勤労者の生活を守り、維持・向上させるための役割を發揮していくことに努めています。

■ 勤労者生活支援特別融資制度(個人用)

さまざまな事情により収入減少や離職を余儀なくされた方への生活支援を目的とした全国ろうきん統一の制度です。低利な新規融資のほか、当金庫ローンをご利用中の方の返済条件の見直しにも対応しています。

対 象	概 要	
ろうきんローンをご利用中の方	返済条件緩和措置	以下の返済方法変更についての、選択が可能となります。 ①割賦金変更(期間延長) ②元金返済据置(2年間以内ずつ最長5年間) ③返済条件変更(均等・加算併用割合の変更)
新たに ろうきんローンをお申込みする方	住宅ローン借換融資制度	住宅ローンの借換資金にご利用いただけます。(元金返済据置特約付)
	無担保融資制度	医療・教育・住宅等、生活維持向上を目的として、新たにご融資を希望する場合にご利用いただけます。(元金返済据置特約付)

※本融資制度は、勤務先事情による離職・収入減少でお困りの方を対象としています。

※本融資制度のご利用にあたっては、当金庫との取引実績があることなどの条件を満たしている必要があります。

■ 勤労者生活支援特別融資制度(会員用)

勤務先が特殊事情から給与削減等を実施したことで、収入が減少した組合員の生活を支援するための会員専用融資制度です。

※「会員」とは、北海道労働金庫に出資加入いただいている団体の組合員の方を指します。

■ 福祉ローン

就学前のお子様や介護を必要とする高齢者のいるご家庭、災害で被災された勤労者の経済的負担を支援するための商品です。

■ ほっかいどう勤労者福祉資金融資(北海道との提携融資制度)

道内の中小企業者およびその他の法人の従業員、非正規雇用労働者、季節労働者、離職者を対象とした提携制度です。

※その他の法人の従業員とは、NPO、社会福祉法人、医療法人等を指します。

■ 厚生労働省提携融資制度

厚生労働省と提携し、求職者支援あるいは技能者育成を目的とした融資制度を取扱いしています。

名 称	概 要
求職者支援資金融資※1	厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に定める職業訓練を受講する方に対して、生活費を支援する制度です。
技能者育成資金融資※2	経済的理由により、能力開発施設の行う職業訓練を受講することが困難な訓練生に対して、授業料等を支援する制度です。
リ・スキリング等教育訓練支援融資※1	所定の教育訓練によりリ・スキリング等を行う方に対して、教育訓練費用や生活費を支援する制度です。

※1 お申込みに際しては、事前にハローワークでの受付・要件認定が必要です。

※2 お申込みに際しては、事前に能力開発施設での受付・要件認定が必要です。

● 審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

社会的責任と貢献活動

≫ 自然災害による被災や収入減少などに対する取組み



■融資関連取引の特別措置

昨今相次いで発生する台風・大雨などの自然災害により被災された方々の生活再建・生活維持を支援するため、低金利の特別ローンをご用意して対応しています。また、当金庫ローンをご利用中の方に対しては、お客様の諸事情やご希望に配慮しながら、ご返済条件の見直しなどのご相談をお受けしています。

なお、自然災害による被災者の方々には、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の趣旨も踏まえて適切に対応するよう体制を整備しています。

その他、当金庫ローンに付帯している信用生命共済・団体信用生命保険のほか、火災共済・火災保険に関するご相談にも対応しています。

■振込手数料の免除措置

会員の皆様やNPO等の団体による義援金受付口座へのお振込にかかる手数料を免除扱いとしています。

≫ 金融の円滑化に関する取組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、これまでも住宅ローンご利用者の返済計画の見直しにかかるご相談の取組みを積極的に行ってまいりました。

2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法)を契機に、当金庫では対応方針と管理体制を定め、お客様に当金庫の基本的姿勢をご理解いただくためにホームページに掲載して公表するとともに、住宅ローンご利用中の方などからのご相談によりきめ細かく対応するため、体制を強化いたしました。

金融円滑化法は2013年3月末をもちましてその期限を迎えましたが、当金庫では引き続き上記の取組みを継続しており、ご利用者からのご返済等の負担軽減に関するご相談時は、できる限りご意向にお応えするように努めています。

ご利用いただいている住宅ローンのご返済にかかるご相談につきましては、お取引のあるろうきん本支店(ローンプラザを含みます)、または下記の窓口へお問い合わせください。

※対応方針・体制等の詳細、取組状況を北海道ろうきんホームページに掲載しています。

北海道労働金庫 お客様相談センター

☎0120-510-924 (ご利用時間 9:00~17:00)

≫ 金融犯罪被害防止に向けた取組み

■偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、ATMへの「のぞき見防止フィルム」の貼付、「後方確認ミラー」の設置、異常取引検知システムによるモニタリングの実施、類推されやすい暗証番号の危険性に関するご案内等を行っています。

■QRコード決済サービスによる不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、資金移動業者との口座連携時は複数要素による認証手続きを行い、また、異常取引検知システムによるモニタリングを行っています。

■インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、複数のパスワードによる本人認証の実施、ワンタイムパスワードの導入、ネットムーブ社のセキュリティソフトSaAT Netizenの無料提供等を行っています。

■特殊詐欺等への対応について

被害を未然に防止するため、ホームページへの掲載、ATMコーナーへのポスターの掲示、職員による声掛けの実施など、お客様に対する注意喚起を行っています。また、お客様にATMコーナーでの携帯電話のご利用を遠慮いただいております。

年齢・金額・過去のATM利用状況など、一定の条件に合致したお客様のATM支払・振込について一部制限を行っています。

北海道ろうきんの健全性・安全性

≫ 自己資本の状況

● 自己資本比率(単体)

(単位:百万円)

	2024年度末	2025年度末
自己資本総額	54,512	55,441
基礎項目	54,612	55,549
調整項目(△)	100	108
リスク・アセット等	594,857	613,592
自己資本比率	9.16%	9.03%

自己資本比率は、金融機関の安全性・健全性を示すもので、法令により定められた指標です。国内業務のみを行う当金庫の場合、国内基準の4%以上であることが求められています。

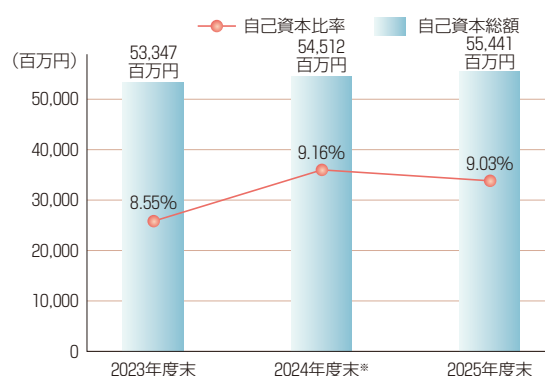
当金庫の自己資本比率は、9.03%であり、国内基準である4%を大きく上回っています。
(詳しい内容は67ページ～77ページをご覧ください)

〔自己資本の充実度の評価〕

当金庫の自己資本比率は、現状において法定基準で最低限必要とされる自己資本比率4%以上を上回っており、さらに自主目標としている8%以上も上回っています。

また、内部管理上、管理対象リスクに対する自己資本の配分により、リスク限度額を設定しモニタリングを行っていますが、年間を通じてリスク量は限度額内で収まっていることが確認されていることから、当金庫の事業戦略に見合った自己資本の量的水準が確保されていると判断しています。

今後につきましても、勤労者の資金ニーズに適切に対応していくため、各種リスクの適正管理を継続するとともに、協同組織金融機関として適正な水準の収益計画を達成していくことで、さらなる自己資本の質的向上と量的拡大を図ってまいります。



※2024年度末よりバーゼルⅢ最終化を適用しています。

≫ 開示債権比率

何らかの理由により当初の契約どおり返済されていない等の債権の割合を示したもので、この比率が小さいほど資産の健全性が高いことを意味しています。

2025年度末の労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率は0.69%となりました。(詳しい内容は54ページをご覧ください)

リスク管理体制

≫ 基本方針

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会で決定した「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法で統合的なリスク管理を実施しています。

≫ 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、及び「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけではなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように管理を行っています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証を行っています。

≫ 各種リスクへの取組み

■信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

(1) 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、適正な審査基準を設け、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

- ・ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備した上で、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応を行っています。
- ・ 金庫全体の信用リスク管理として、資産査定規程に則り、貸出金をはじめとした総与信の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めています。また、その結果に基づき、償却・引当を的確に行い、資産の健全化を図っています。
- ・ 与信取引については、予想損失率等に基づくデフォルト確率等から算出された信用VaR(バリュアットリスク)により、信用リスクを定量的に計測・管理しています。

(2) 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産については、その取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則り、信用格付機関が発表する格付等を参考にしながら、信用リスクの把握に努めています。また、信用格付機関が発表するデフォルト確率等から算出された信用VaR(バリュアットリスク)により、信用リスクを定量的に計測・管理し

ています。

なお、取得後の事情変化についても、経営管理委員会において定期的に検証し、追跡管理しています。

デリバティブ取引については、投機を目的とせず、固定金利型住宅ローン等の金利リスクヘッジ、為替変動リスクのヘッジである為替予約取引に限定しており、それらに内在する信用リスクについては、再構築コストをベースにしたリスク量の把握を行い、管理しています。

■市場リスク

金融機関では、様々な金融商品を取扱っています。金利、有価証券等の価格、為替など様々な相場が変動することにより、この金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクが「市場リスク」です。

市場リスクのうち、金利リスクについては、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR(バリュアットリスク)を月次で計測、管理しています。

株式や投資信託などの価格が変動する価格リスクに対しても、VaR(バリュアットリスク)により月次で計測・管理しています。

また、計測したリスク量が市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、経営管理委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

リスク管理体制

≫ 各種リスクへの取組み

■流動性リスク

予期しない資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり(資金繰りリスク)、保有している金融商品の流動性が低いため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる(市場流動性リスク)ことにより、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、資金運用室において一元的に管理を行っています。また、市場流動性リスクについては、市場の混乱や縮小等の兆候に関し早期把握を図るなど、経営企画部において管理を行っています。なお、経営管理委員会において、管理状況を報告し、定期的な把握・管理の強化に努めています。

■オペレーショナルリスク

金融機関では、様々な業務を行っています。業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナルリスク」です。

当金庫では、オペレーショナルリスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、オペレーショナルリスク管理委員会にて、適時・適切に監視、制御をしています。

1. 事務リスク

金融機関では、様々な業務を展開する中で、現金、手形、証書などの重要物を取扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起これると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする内部監査を強化しています。

具体的には、監査部による内部監査と各部室店による定期的な自主検査を実施していますが、この他にも、業務主管部による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などによっても、事務の誤処理の発生防止に努めています。

2. システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムが停止したり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

(1) 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの設

計になっているほか、オンライン機器を収容するフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が地震による揺れを吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線を受電しているため、一方の回線が断線した際も他方から受電を継続できる仕組みとしており、それに加えて停電への備えとしてUPS(無停電電源装置)及び自家発電装置を保有しています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT(Computer Security Incident Response Team)態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

(2) 当金庫においては、通信機器・回線の二重化、各店舗とのバックアップ回線敷設、重要なデータ・プログラムのバックアップ取得とバックアップ媒体の専用金庫室への保管等、システムの安全確保に努めるとともに、「セキュリティポリシー」に基づいた情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

3. 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、特に留意すべき法務上の問題を事例解説としてコンプライアンス・マニュアルに掲載し、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

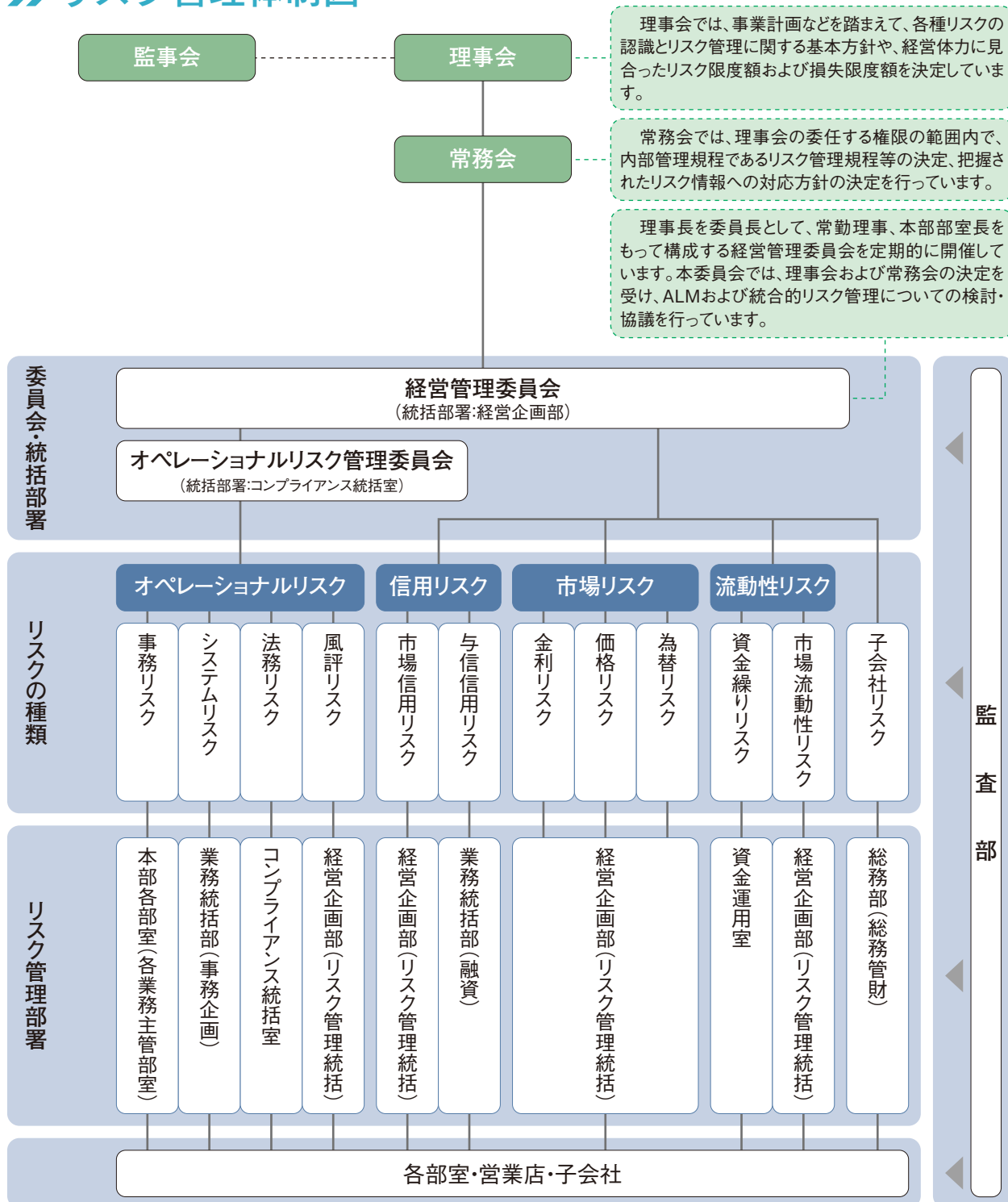
4. 風評リスク

マーケットやお客様の間で金融機関の評価・評判が低下し、信用が毀損されることによって有形・無形の損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクを未然かつ最小限に抑えるため、役職員が風評情報を把握した場合の報告体制の整備に努めています。また、万一発生した場合に備えて、適切な対応を図るための対応マニュアルを定めています。

リスク管理体制

リスク管理体制図



危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータシステムの障害、新たな感染症等の危機発生時に対する基本的な対応を定めた「危機管理基本規程」を制定しています。

また、危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「業務継続計画」を制定しています。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、体制の強化に努めています。

コンプライアンス態勢

≫コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけではなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行うろうきんとその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指していますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、コンプライアンス基本方針と位置づけるものとして前出の「ろうきんの理念」とともに「倫理綱領」を制定し、それらに基づき、全役職員がコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

≫コンプライアンスの態勢

当金庫は、会員・間接構成員の皆様の期待と信頼に応える業務運営に努め、社会的責任を果たし得る協同組織の事業体としてコンプライアンス重視の経営に徹するとともに、不祥事件の未然防止・お客様への説明・お客様からの相談および苦情等への対処・お客様情報の管理・外部委託管理などお客様保護等管理態勢の適切性の確保に努めています。

当金庫では、以下の体制によって内部管理態勢の確立を図り、コンプライアンスの徹底に努めています。

1. 役員および理事会のコンプライアンス機能

理事および監事は、自ら高い倫理観を涵養して、コンプライアンス重視の経営姿勢を徹底しています。

理事会では、定期的に「コンプライアンス・プログラム」等の遂行状況の報告を受け、コンプライアンス態勢の実行・実践状況を検証しており、理事は理事会の意思決定に積極的に参画し、また代表理事の業務執行の状況を監督しています。監事は、常務会など重要会議への出席、重要文書の閲覧などにより法令・定款の遵守状況を検証するほか、毎年度「監査計画書」を策定し定期的な各種監査を行っています。

2. コンプライアンス委員会の活動

コンプライアンスに係わる意識の醸成、活動・行動の実践、結果の検証などコンプライアンス態勢の実効性の確保を目的として「コンプライアンス委員会」を定期的に開催しています。

3. コンプライアンス推進の活動

手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、コンプライアンス・マインドの浸透を図るとともに、営業店・本部各部室は独自の「部室店コンプライアンス実践計画表」を策定し、このマニュアルを活用した研修等を行っています。各部室店にはコンプライアンス責任者および担当者を配置しており、コンプライアンス担当者は日常的に部室店職員のコンプライアンスに係わる相談・質問の対応窓口となるほか、職員の行動や業務運営の適切性について検証を行い、必要に応じてコンプライアンス統括部署へ報告しています。

また、内部監査による検証を重視し、監査部が各営業店（本部各部室を含む）に対して定期的に行う監査部監査と、各営業店（本部各部室を含む）が自ら行う自店検査の二つを柱として、相互牽制機能が十分働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。コンプライアンス全般については、弁護士の助言・

チェックを受けるなど外部専門家との連携を強化しています。

そのほか、会員・利用者の皆様からの苦情・トラブルなどについては、各部室店からの報告体制を整え、再発防止とサービスの向上に努めています。

4. 反社会的勢力に対する取組みについて

当金庫は、反社会的勢力を排除する取組を推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、業務の適切性および健全性を確保し、反社会的勢力との関係遮断を徹底しています。

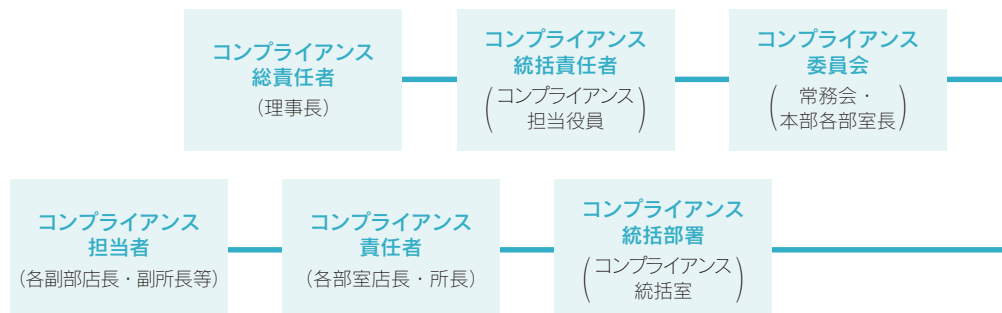
反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- (1) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- (2) 反社会的勢力との取引は一切行いません。
- (3) 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、法的対抗措置を講じます。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

コンプライアンス態勢

≫コンプライアンスの運営体制



≫顧客保護等管理態勢・個人情報保護について

- (1) 当金庫は、お客様の資産・情報及びその他の利益を保護することを目的とした「顧客保護等管理方針」や、お客様に安心して金融商品をご購入いただけるよう「金融商品に関する勧誘方針」等を定めています。お客様保護等管理態勢の構築は、業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であるため、管理態勢の強化を図り、実効性の確保に努めています。
※上記方針は、北海道ろうきんホームページに提示しています。
- (2) お客様の個人情報のお取り扱いについては、個人情報保護法等を遵守し、適切な保護と利用を図っています。当金庫では、「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」を定めてホームページで公表するなど、個人情報保護のための態勢の整備と徹底を図っています。
- (3) すべてのお客様が平等に利益・サービスを享受でき、お客様の利益が不当に害されることがないように、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、ホームページで公表するとともに、適切な管理態勢を整備しています。

金融商品に関する勧誘方針

- ① お客様のご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- ② お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- ③ お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- ④ 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

利益相反管理方針（抜粋）

◇基本方針

当金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取組みます。

≫苦情等への対応（金融ADR制度等への対応）について

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しています。また、内部規則の内容を含め、苦情への対応の概要および紛争解決措置の概要をホームページ等で公表しています。当金庫に対するご相談や苦情については当金庫営業日（平日9時～17時：土日・祝日および金融機関の休日を除く）に、北海道ろうきん本支店（電話番号は「北海道ろうきん店舗一覧」のページ参照）のほか、下記の受付窓口まで申し出ください。

※金融ADR制度とは、裁判外紛争解決手続きのことをいいます。

北海道労働金庫 お客様相談センター

☎0120-510-924（ご利用時間 平日 9:00～17:00）

≫監査の実施について

当金庫では、監事が理事の職務執行について監査を行い、監査部が内部監査を実施することにより、業務の健全性と適切性の確保に努めています。また、労働金庫法第41条の2第3項に基づき、外部監査を実施しており、2025年度の会計監査の結果として、会計監査人である監査法人ライトハウスより、無限定適正意見を旨とする監査報告の通知を受けています。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策

》マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策への取組み

当金庫は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れ・管理に関する方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、経営陣の主導的な関与のもと庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

・リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

・リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れ・管理に関する方針（抜粋）

●目 的

1. この方針は、当金庫のあらゆる取引・商品・サービスや顧客属性に係るマネー・ローンダリング、テロ資金供与および大量破壊兵器の拡散金融に係るリスク（以下、「マネロン等リスク」という。）対策を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営陣が積極的に関与し、全役職員の共通認識の下で、必要な低減措置を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。
2. リスクベース・アプローチに基づくリスク低減措置のうち、自らが特定・分析・評価したリスクを前提として、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして講ずべき低減措置を判断・実施する一連の取組みについて、その基本的な方針を定めることを目的とする。

●態勢の構築

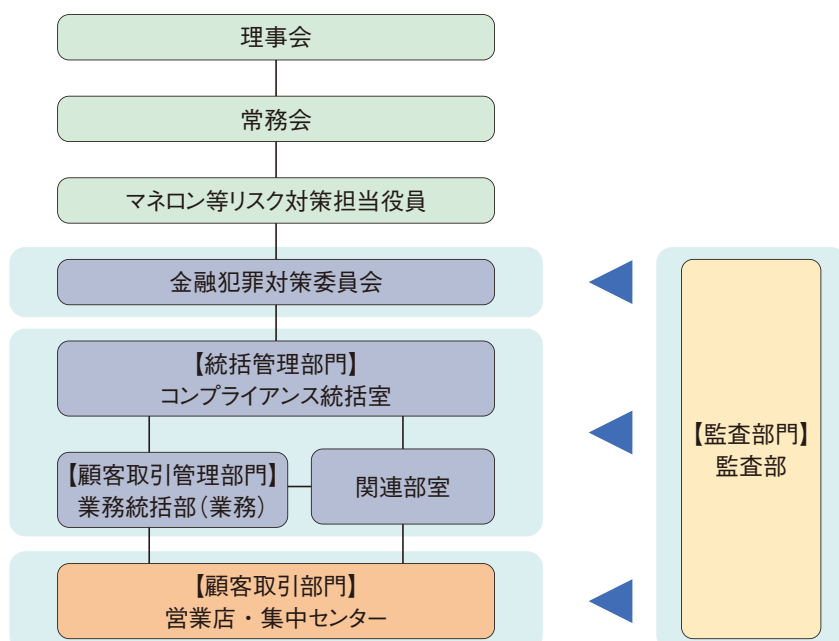
当金庫は、提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に係るマネロン等リスク対策を金庫全体で実施するため、統括管理責任者としてマネロン等リスク対策担当役員を置き、この職務に必要な権限を付与するとともに、経営陣の主導的な関与のもと、庫内横断的なリスク管理態勢を構築する。

●経営陣の認識

常務会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「リスク評価書」のリスク低減措置が、経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制

（2026年6月現在）



お客様本位の業務運営に関する取組方針・取組状況

≫ お客様本位の業務運営に関する取組方針・2025年度取組状況

北海道ろうきん(以下当金庫)は、「ろうきんの理念」のもと、お客様の立場に立ち、お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを目指し、お客様本位の業務運営に関する「取組方針」および具体的な行動計画である「アクションプラン」を策定・公表します。

また、「取組方針」・「アクションプラン」に基づく取組状況や成果を定期的に公表するとともに、より良い業務運営の実現に向けて、適宜見直しを図ります。

1. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

※金融庁:原則2「顧客の最善の利益の追求」原則3「利益相反の適切な管理」に対応

当金庫は、「ろうきんの理念」のもと法令やルールを厳格に遵守し、お客様が最善の利益を得られるよう、また、お客様の利益が不当に害されることのないよう、質の高い金融サービスを提供する取組みを行います。

- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプラン・ニーズを踏まえた最適なアドバイスと、良質な商品・サービスを提供します。
- お客様の資産形成に関するコンサルティングにあたっては、長期積立・分散投資を基本に提案します。
- 「利益相反管理方針」に基づき、利益相反について統括する部署を設置し、一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行います。
- 投資信託商品の選定にあたっては、業態の中央機関である労金連合会において販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認したうえで、お客様の最善利益の追求の観点で選定します。

- 「ろうきんの理念」のもと法令やルールを厳格に順守し、お客様が安心してお取引を継続して頂けるよう、誠実・丁寧かつ公正な業務運営を行いました。
- お客様の資産形成支援の取組みにあたり、財形貯蓄などの各種積立預金や定期預金による資産形成を基本に、お客様のニーズとリスク許容度に応じて、投資信託・国債・個人型DC(iDeCo)・生命保険などのご提案を行いました。
- コンサルティングプラザでは、札幌市内各店と連携のうえ、札幌圏におけるお客様に対してライフプランニングの相談・提案を行いました。
- お客様の安定的な資産形成を目的に、現役層には財形貯蓄などの各種積立預金・投資信託(NISA・定時定額買付含む)・個人型DC(iDeCo)を活用した長期積立・分散投資を基本に提案しました。また、高齢者層には定期預金による資産形成を基本に、ニーズとリスク許容度に応じた分散投資を提案しました。
- 商品別販売額については、最も割合の高い商品で2025年度は14.29%となり、(2024年度は14.39%、2023年度は21.67%)偏った商品販売になっていないことを確認しました。
- 全営業店を対象とした利益相反取引管理に関する点検の取組み(2026年3月末基準)において、利益相反に該当する取引はなかったことを確認しました。
- 当金庫が取扱う投資信託商品は、業態の中央機関である労金連合会において利益相反の管理も含め審議・選定されたものの中から、当金庫が適切性を審査した上で選定しました。

2. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

※金融庁:原則4「手数料等の明確化」原則5「重要な情報のわかりやすい提供」に対応

当金庫は、販売・推奨等を行う金融商品・サービス、お客様にご負担いただく手数料等について、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。

- お客様にご負担いただく手数料等について、パンフレット・ホームページなどに商品・サービスごとに表示し、わかりやすく丁寧な説明を行います。
 - 金融商品について、お客様のニーズやご意向を的確に把握するとともに、複数のファンド等を提案するなど、お客様が適切に比較・判断することが可能となるよう説明を行います。
 - 販売・推奨等を行う金融商品サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
 - 確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明します。
 - 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ(注)形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応していません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しています。
- (注) ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。

- 投資信託については、「投資信託説明書(交付目論見書)」、「目論見書補完書面」、「重要情報シート」および「投資信託販売手数料等計算シート」等を活用し、お客さまにご負担いただく各種手数料についてご説明を行いました。また、当金庫のホームページにファンド一覧表を掲載し、商品間の比較を容易にする等わかりやすい開示を行いました。
- 投資信託以外の手数料等については、「商品概要書」および「手数料一覧表」等を活用し、わかりやすく丁寧な説明を行いました。
- お客様より「ご相談シート」の提出を受けるとともにご意向の聞き取りを実施し、投資経験・投資目的等の把握をしたうえでお客様が適切に商品比較・判断が可能となるよう、複数ファンドの提案等を行いました。
- 投資信託の販売に際しては各種「目論見書」および「重要情報シート」を用いてわかりやすく重要な情報を提供しました。
- ろうきん業態の「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、制度内容や投資に役立つ情報をわかりやすく掲載しています。また、「ろうきんiDeCo」スペシャルサイト内ガイドページにて、WEB申込みの取扱も行いました。
- 当金庫が取り扱う投資信託のうちファンドオブファンズ形式の商品について、個別のファンドごとの購入には対応していません。なお、当金庫のホームページにはファンド情報や各種手続きに関する情報等を掲示しました。

3. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

※金融庁:原則6「顧客にふさわしいサービスの提供」に対応

当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。

お客様本位の業務運営に関する取組方針・取組状況

- 「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集指針」「保険募集指針」等を定め、これらの方針に則り、お客様への適正な金融商品の勧誘を行います。
- 「預かり資産販売システム」により、お客様のニーズやリスク許容度を踏まえた、最適な商品・サービスを提案します。また、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、的確な説明・提案を行います。
- 投資信託購入者専用の金利上乘せ定期預金商品をご購入するお客様に、通常金利の定期預金金利との比較等、適切な説明を行います。
- 市場状況や運用状況等を踏まえた継続的なアフターフォローを行い、長期的な視点にも配慮した上で、資産内容の見直しなどお客様の意向に添った対応を行います。
- ご高齢のお客様には、原則として家族等の同席を求め、商品の理解度をより充分に確認しながら説明を行うとともに、事前に審査を行うなど慎重な対応を実施します。
- お客様の資産形成をサポートする取組みとして、金融商品・知識向上に役立つライフプランセミナーを開催します。
- 商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、お客様の属性や反応等（個人情報を除く）を、労働金庫連合会を通じて、金融商品の組成に携わる金融事業者へ提供し、製販全体としてお客様の最善の利益の実現のため、取扱商品の充実と品質の維持に努めます。
- 当金庫が選定する金融商品において、金融商品の組成に携わる金融事業者におけるプロダクトガバナンスの実効性を確保するため、商品組成に関する取組みを検証し、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品選定を行います。

※ 当金庫は金融商品の組成に携わっておりません。

- 投資信託商品ラインナップツールや、NISA（少額投資非課税制度）説明用チラシ等により、お客様の立場に立った情報提供を行っているほか、当金庫のホームページにお客様のリスク許容度等を踏まえ投資信託のファンド選択をサポートする「投資信託特設サイト」を掲載し、最適な商品・サービスの提案に努めました。
- 「ろうきんNISAスペシャルサイト」を公開し、NISAについての解説や関連動画、積立・受取シミュレーションなどの情報提供を行いました。
- 「預かり資産販売支援システム」を用いた、当金庫タブレットパソコンからの投資信託・国債販売の申込により、お客様の利便性向上や法令を遵守した販売フローの構築、適合性の原則に則した商品・サービスを提案しました。
- 「商品チラシ」や「商品概要書」等を活用し、他の定期預金商品との違いや金利上乘せの適用条件等について、わかりやすく丁寧な説明を行いました。
- ご購入時にアフターフォローの希望意向調査を実施し、希望されたお客様へはお客様の意向に沿ったアフターフォローを行いました。また、ご高齢のお客様には半年に1回以上のアフターフォローを継続的にを行っています。また、各店のアフターフォロー実施状況を本部で検証し、対応が適切であることを確認しました。
- ご高齢のお客様には、原則として家族等の同席を求め、商品の理解度をより充分に確認しながら説明を行うとともに、事前審査を行うなど慎重な対応を徹底しました。
- お客様の投資・金融知識向上のお役に立つよう、当金庫会員組合員を対象にした資産運用等の学習会を、2025年度は576回開催しました（2024年度919回、2024年度は新NISA制度開始に伴う学習会を多数開催しました）。また、業態でWebセミナーを配信するなど工夫した取組みを進めました。
- 金融商品の組成に携わる金融事業者への情報提供を、中央機関である労働金庫連合会において2026年3月に実施しました。
- 当金庫が選定する金融商品においては、業態の中央機関である労金連合会において定量評価と定性評価によるモニタリングを実施しています。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品選定を行いました。
- 2026年3月末現在、当金庫は金融商品の組成に携わっておりません。なお、金融商品の組成に携わる金融事業者と連携のうえ、お客様のニーズを踏まえた商品の選定や見直しにより、取扱商品や提供するサービスの維持・向上に努めました。

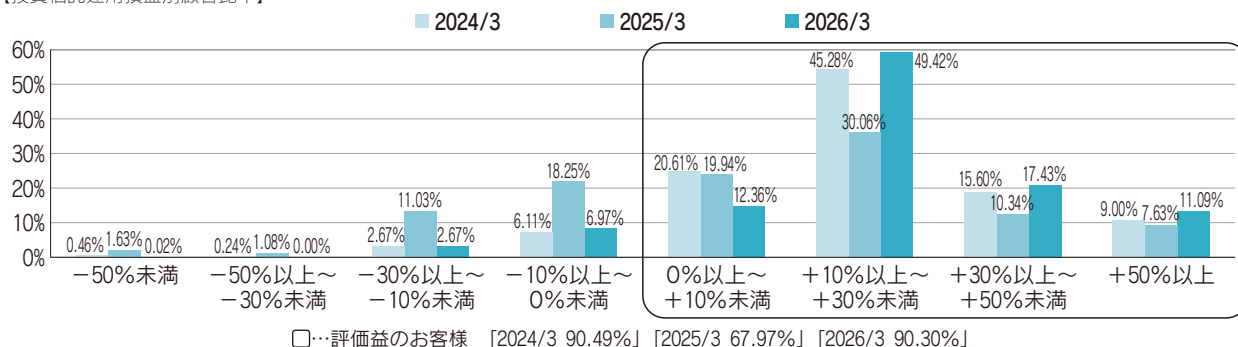
4. 「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み

※金融庁：原則7「従業員に対する適切な動機づけの枠組み等」に対応

- 当金庫は、「ろうきんの理念」やお客様本位の業務運営を職員に定着させ、着実に実践していくため、各種研修を通じた人材育成や、業績評価制度の整備などに取組みます。
- 非営利原則を含む「ろうきんの理念」の定着化や実践に向けた「理念研修」を実施します。また、取組方針等の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備していきます。
 - コンサルティングプラザによる提案スキル・ノウハウの共有により、各営業店における預かり資産販売担当者の資産形成コンサルティング力の向上を図ります。
 - 手数料収入に偏ることなく、顧客基盤の拡大や取次金融商品の継続的な積み上げを重視する業績評価制度を構築します。

- 若年層を対象とした各階層別研修において、日常業務における理念の実践を考えるなど「ろうきんの理念」に係るカリキュラムを実施し、身近なロールモデルとなり得る労金協会主催の研修参加者が講師を務めることで、コミュニケーション力の向上を図りました。
- 窓口でのお客様への対応力を向上させるための職員研修を実施しました。
- コンサルティングプラザ職員を講師とし、職場における投資信託販売の中核を担う職員を対象として「預かり資産研修」（計1回・参加者22名）を実施しました。
- お客様の安定的な資産形成を目的に、長期積立・分散投資を基本とした提案を重要視し、新規販売額ではなく、資産積み上げ額を重視する業績評価制度としています。

【投資信託運用損益別顧客比率】



業務の適正を確保するための体制・運用状況(内部統制システム)

》業務の適正を確保するための体制

当金庫は、労働金庫法施行規則第19条に規定される業務の適正を確保するための体制を整備するにあたり、理事会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり決議しています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンスに関する基本方針

理事は、「ろうきんの理念」、「倫理綱領」、「役職員倫理規程」に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、理事会において役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を構築する。また、これを実現するための具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成する他、その具体的な実践計画を「役職員コンプライアンス行動指針」「コンプライアンス・プログラム」に定め、職員のコンプライアンスに関する教育・研修・啓蒙に取り組む。

(2) コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢の実効性の確保を目的に、理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する「コンプライアンス委員会」を設置する。また、理事会は「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況について、定期的に報告を受け、コンプライアンス態勢の有効性・適切性の検証を行う。

(3) 内部監査

内部監査部門による監査と、本部各部署・営業店が自ら行う自店検査により遵守状況の検証を行う。

(4) 内部通報制度

法令上疑義のある行為等について当金庫及びその子法人等の職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス統括室、常勤監事、指定弁護士、「北海道ろうきんリスクホットライン」を報告窓口とする「コンプライアンス・ダイレクト制度」を定める。

(5) 監事会

監事は、理事による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、又はそのおそれがあると認めたときは理事会に報告するなど、適切な措置を講ずる。

(6) 反社会的勢力に対する対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力に対する基本方針を定めるなど、当該勢力との関係を遮断するための態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務執行及び意思決定に関する情報は、当金庫の「理事会規程」、「常務会規程」、「文書管理規程」、「文書管理取扱要領」等に基づき作成し、文書又は電磁的媒体にて定められた期間適切に保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に関する基本方針

リスク管理の重要性を認識し、リスク管理が適切に行われるための体制を構築する。また、「リスク管理方針」にて各種リスクの認識・管理に関する基本方針を定める。

(2) リスク管理体制

- 理事会では、各種リスクの認識とリスク管理に関する基本方針、リスク限度額及び損失限度額を決定する。
- 常務会では、「リスク管理規程」等の決定、把握されたリスク情報への対応方針の決定を行う。
- 理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する経営管理委員会を定期的(原則として月1回)に開催し、各種リスクの統合的管理を行う。

(3) 危機管理体制

大規模災害や不慮の事故等、当金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合においても、金融機関としての基本的な機能を維持し、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を図るべく、「コンティンジェンシープラン」を定める。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 理事会の体制

定期的(原則として月1回)又は必要に応じて臨時に理事会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、金庫の全般的な執行方針の審議機関として常務会を設置する。

(2) 業務分掌及び職務権限

各部署の業務分掌及び職務権限、組織構成、組織管理の方法等について「組織管理規程」「業務分掌・職務権限規程」等において定め、効率的な業務執行を実施する。

5. 当金庫及び子法人等から成る金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子法人等の業務執行並びに運営管理

子法人等との間で、業務の執行及び運営に関する事項について定期的に協議を行うと共に、重要事項については随時報告を求めて適切に子法人等を管理及び指導する。

(2) 子法人等への監査の実施

金庫グループ全体の業務の適正を確保するため、内部監査部門は子法人等へ監査を実施する。また、監査結果について理事会へ報告を行う。

(3) 子法人等のリスク管理

「リスク管理規程」等により、金庫グループ全体のリスクを統合的に管理する。

(4) 子法人等のコンプライアンス態勢

子法人等に対し、子法人等が定める「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、法令等を遵守するよう管理及び指導する。また、子法人等の役職員に対し、「コンプライアンス・ダイレクト制度」による報告を可能とし、その周知徹底を図る。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(1) 監査業務の補助

監事は、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する職員の配置を求めることができる。

(2) 補助すべき専任の職員を置く場合の体制

前項の体制を確保するため、監事は常務会と協議のうえ必要な人員を求めることができる。

7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監事の職務を補助すべき職員の人事異動

監事の職務を補助すべき職員の人事異動を行う場合には、事前に監事に対して報告を行い、監事は必要がある場合は理由を付して常務会に対して変更の申し入れを行うことができる。

(2) 監事の職務を補助すべき職員の懲罰

監事の職務を補助すべき職員に対して懲罰を行う場合は、事前にその理由について監事に対して説明を行い、意見を聞き、これを尊重して行う。

(3) 監事の職務を補助すべき職員の職務

監事の職務を補助すべき職員は、他部署の職務を兼務せず、監事の指揮命令のみに従う。

8. 当金庫及び子法人等の理事及び職員等が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

(1) 理事会における報告体制

理事会は、法定事項に加え、当金庫及び子法人等に重大な影響を及ぼす事項、金庫グループ全体の内部監査の実施状況について、速やかに監事に対して報告する体制を整備する。

(2) その他重要な事実の報告

当金庫及び子法人等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実のほか、法令違反等、又はその疑いがあるものを発

業務の適正を確保するための体制・運用状況(内部統制システム)

見した場合には、監事に対し速やかに報告する。当金庫及び子法人等の役職員は、当金庫の監事から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、速やかに適切な報告を行う。

(3) 監査業務における報告

監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事に対して説明を求めることが出来る。当金庫及び子法人等の役職員は、監事が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ適確に対応し報告を行う。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事へ報告を行った当金庫及び子法人等の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益になる取扱いを禁止する。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監事は、職務の執行上生ずる費用について、前払又は償還を受けることが出来る。監事の職務の執行上必要と認める費用については予め予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用についても償還を請求することが出来る。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 員外監事

外部の員外監事を選任し、監査の中立性・独立性の一層の向上に努める。

(2) 内部監査部門及び会計監査人との連携

監事が内部監査部門及び会計監査人と連携し、効率的な監査の実施を行えるよう、体制の整備を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当金庫は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用状況に努めており、2025年度における運用状況の概要は以下の通りです。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 理事会は、「理事会規程」に基づき理事の職務執行を監督するとともに、事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を決定のうえ、コンプライアンス態勢の充実と強化を図っています。
- コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況、コンプライアンス違反事案及び個人情報事故の発生原因分析や再発防止策等の重要事項を検討・審議し、その内容を適時理事会に報告しました。
- 各部室店ならびに関連会社は、「コンプライアンス・プログラム」に基づき職場内研修を実施しました。また、「コンプライアンス・ダイレクト制度」による相談・報告があったものは事実確認の上、適切に対処しました。
- 内部監査部門は、リスクベース・アプローチによる監査形態と手法を用いて、被監査部署における内部統制の有効性と業務の適切性などに係る検証に併せ、マネロン等リスク管理対策の履行状況や有効性について監査を実施しました。
- 反社等対応(AML)システムの活用等により、反社会的勢力との関係遮断及び排除に向け、適切な事前審査と事後検証を徹底しました。
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、策定した年次計画に基づき各種取組や有効性検証を実施するとともに、金融庁・警察庁より求められた「口座不正利用等防止に向けた対策強化」への対応を着実にを行っています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 理事の職務執行並びに金庫業務の執行等にかかる意思決定に関する情報は、「理事会規程」「常務会規程」「文書管理規程」等に基づき作成し、文書または電磁的記録にて定められた期間、適切に保管・管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 理事会は、「2025年度リスク管理方針」「2025年度リスク限度額および損失限度額」の決定等、リスク管理に係る重要事項を決議しました。
- 経営管理委員会は月次で開催し、各種リスクの統合的な管理を行いました。各種リスクの発生及び管理状況については、経営管理委員会が審査したうえで、常務会で報告・審議しており、把握されたリスク情報への対応を審議する体制は引き続き確保されています。
- 経営管理委員会および下部機関であるオペレーショナル・リスク管理委員会で、風評リスクのモニタリングの結果等について確認しました。
- リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)運用による市場リスク管理に取組み、2025年度のリスクアペタイト(市

場リスク・信用リスク)を設定し、リスク指標のモニタリングなど管理を行いました。

- 緊急時・危機管理時における顧客・役職員の安全確保や機動的な初動対応を可能とするため、「津波警報・注意報」や「防災気象情報」の種類や警戒度等による営業店の対応を整理したほか、即時性のある情報共有体制の構築に向け、安否確認システムの活用方法について整備しました。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 理事会は「理事会規程」に基づき原則月1回開催し、常務会は「常務会規程」に基づき月2回程度の開催または必要に応じて適宜開催し、各々の規程に定める重要事項についての意思決定を行いました。
- 本部機構及び集中機構の見直しとして、「組織管理規程」「業務分掌・職務権限規程」を改正しました。

5. 当金庫及び子法人等から成る金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 関連会社と定例協議を開催し、「関連会社管理規程」に基づき、適切かつ厳正な管理・指導を行っています。
- 当金庫の内部監査部門は、関連会社の監査を実施し、委託業務処理状況やその適切性、およびリスク管理等について検証しました。
- 関連会社のリスク管理体制については、月次でモニタリングを実施しています。また、金庫グループにおける危機管理対応として、関連会社との緊急連絡体制を構築しています。

6. 監事関連体制

- 監事の職務遂行を補助すべき職員を監事会事務局に配置し、監査の実効性向上と監査業務の円滑な遂行を確保しています。なお、当該職員は他部署の職務を兼務しておらず、監事以外の指揮命令下にはありません。
- 監事は、理事会等の各種機関会議への出席や、常勤理事・本部部長室長に対するヒアリング、関連会社役員との情報交換等を実施する機会が確保されており、業務執行に係る監事への報告体制は整備されています。
- 監事の職務執行上、生ずる費用については年度予算として計上しており、緊急または臨時に支出した費用についても、償還を請求することを可能としています。
- 監事が効率的な監査を行えるよう、監事・会計監査人・内部監査部門の三者による連携体制を構築しています。

(注) 「内部統制システム構築に関する基本方針」では、労働金庫法施行規則第19条に基づき「子法人等」という用語を使用していますが、運用状況報告では、当金庫の規程に基づき「関連会社」を使用しています。なお、当金庫の関連会社は北海道労働金庫サービス株式会社のみです。